

# 学校法人会計の特徴や企業会計との違い

企業は営利を目的としていますが、学校法人は教育・研究活動を目的とする、公共性の高い法人です。そのため、企業会計では「収益と費用の計算」に重点が置かれていますが、学校法人会計では、「長期的視点から継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかどうかを把握すること」に重点が置かれています。

企業会計では、企業会計原則に基づいて「損益計算書」「貸借対照表」「キャッシュフロー計算書」が作成されますが、学校法人会計では、学校法人会計基準に基づいて「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」が作成されます。

現在、すべての学校法人の財務情報について、私立学校法に基づき、利害関係者へ閲覧に供することが義務づけられています。学校法人享栄学園も、上記計算書に加え、「財産目録」「事業報告書」「監査報告書」についても、ホームページで公開しています。

# 学校会計特有の勘定科目について

学校会計特有の勘定科目は、「学生生徒等納付金収入」や「補助金収入」、「基本金」など数多くあります。それぞれについて、簡単に説明します。

<収入の部> ◎は「資金収支計算書」のみ、●は「消費収支計算書」のみの科目です。

○学生生徒等納付金収入…授業料や入学金、実験実習料や施設設備資金など。聴講生料なども含まれます。

○手数料収入…入学検定料や、在学証明・成績証明等の手数料です。

○寄付金収入…寄付金による収入です。土地、建物等の現物寄付金は除きます。

○補助金収入…補助金による収入です。日本私立学校振興・共済事業団からの補助金や、国や地方公共団体からの補助金などです。

○資産運用収入…奨学基金の運用や、預金・貸付金等の利息、株式の配当金などです。

◎資産売却収入…不動産や有価証券の売却による収入です。固定資産以外の物品の売却収入は除きます。

○事業収入…食堂や売店、寄宿舎等の教育活動に付随する活動に係る事業の収入や、公開講座の受講料などです。

○雑収入…固定資産以外の物品の売却収入など、学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいいます。

◎借入金等収入…借入金や学校債による収入です。

◎前受金収入…翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入などです。

◎その他の収入…引当特定預金からの繰入収入や、預り金など、上記の各収入以外の収入をいいます。

●資産売却差額…資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額です。

<支出の部> ◎は「資金収支計算書」のみ、●は「消費収支計算書」のみの科目です。

○人件費支出…教員、職員の本俸、期末手当、その他手当、所定福利費や、役員報酬などです。

○教育研究費支出…教育研究のために支出する経費です。学生・生徒募集のための経費は除きます。

○管理経費支出…学生・生徒募集のための経費など、教育研究以外のために支出する経費です。

○借入金等利息支出…借入金や学校債の利息などです。

◎借入金等返済支出…借入金や学校債を返済するための支出です。

◎施設関係支出…土地や、校舎などの建物、プールや競技場などの構築物を取得するための支出です。

建物に付属する電気、給排水、暖房のための費用も含まれます。

◎設備関係支出…教育研究用機器備品や、その他の機器備品、図書費、車両費などをいいます。

◎資産運用支出…収益事業に対する元入れ額などです。

◎その他の支出…貸付金支払支出や、預り金支出など、上記の各支出以外の支出です。

●資産処分差額…資産の帳簿残高が該当資産の売却収入を超える場合のその超過額をいいます。売却損又は廃棄損を含みます。

●徴収不能引当金繰入額…徴収不能となった債権などの金額です。

### <基本金>

基本金とは、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持・運用するために維持すべきものについて帰属収入のうちから組み入れた金額です。

消費収支計算書では収入の部、貸借対照表では負債の部に記載されます。

- 1号基本金・・・教育に供される固定資産の価額
- 2号基本金・・・将来取得する固定資産に充てる資産の額
- 3号基本金・・・基金として継続的に保持・運用する資産の額
- 4号基本金・・・恒常的に保持すべき資金の額

なお、1号基本金については、一方で取得した固定資産の価額（施設設備関係支出）に相当する額を基本金として組み入れ、もう一方ではこの基本金組入対象となった固定資産について減価償却を行います。

資金の支出を伴わない減価償却額を消費支出に計上することで、消費収支が均衡であれば、再取得に必要な資金が現金等の資産として留保されることとなります。恒常的な教育・研究活動を保証するためです。

# 各計算書類について

「資金収支計算書」の目的は、毎会計年度（4/1～3/31）の教育研究活動や、付随する活動に対応する、すべての収入と支出の内容を明らかにすることです。

収入の部は、期首資金（前年度繰越支払資金、前年度末の現金・預貯金）と資金収入（1年間の収入）で算出し、支出の部は、資金支出（1年間の支出）と期末資金（次年度繰越支払資金、当年度末の現金・預貯金）で算出します。

収入の部	支出の部
期首資金	資金支出
資金収入	
	期末資金

「消費収支計算書」の目的は、毎会計年度（4/1～3/31）の消費収入と消費支出の内容と均衡の状態を明らかにすることです。

消費収入の部は、消費収入と基本金組入額で算出します。消費収入と基本金組入額を合わせたものが、帰属収入です。支出の部は、消費支出と純資産増加額で算出します。帰属収入から、消費支出を引いたものが、帰属収支差額、純資産増加額から基本金組入額を引いたものが、消費収支差額（当年度消費収入超過額）です。

消費収入の部	支出の部	
消費収入	消費支出	} 当年度消費収入超過額 (消費収入－消費支出)
	純資産増加額	
基本金組入額	(帰属収入消費差額)	

「貸借対照表」の目的は、年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産（資産－負債）の額を明らかにすることです。

資産の部は、固定資産（土地、建物、有価証券など）と流動資産（現金預金など）で算出します。負債の部は、固定負債（長期借入金、退職給与引当金など）、流動負債（短期借入金、前受金など）、基本金、消費収支差額（当年度消費収入超過額）で算出します。

資産の部	負債の部	
固定資産 (土地、建物、有価証券など)	固定負債、流動負債	} 他人資産
	基本金（1号～4号）	
流動資産 (現金預金など)	消費収支差額	} 自己資金（純資産）